

### 第三章 両替業務における取引時確認等及び疑わしい取引の届出に関する事項並びに特定為替取引等における本人確認義務等に関する事項

#### 1. 両替業者に関する内部管理態勢等

取引時確認等及び疑わしい取引の届出等の実施のための内部管理態勢等に関し、両替業者に求められる対応は以下のとおり。

(注) 本ガイドラインにおける両替業者については、両替を専門として行う事業者に限らず、両替業務を行う金融機関を含む各種事業者を指すことに留意。

1-①(統括責任者の任命等) マネロン・テロ資金供与リスクの評価、取引時確認等及び疑わしい取引の届出等の確実な実施を統括し、管理する者(以下、この章において「統括責任者」という。)である担当役員又は管理者を任命し、職務を全うするに足る必要な権限等を付与すること。

1-②(役員会等への報告と経営陣の関与) II-1-②に準じ、統括責任者による役員会等への報告と経営陣の主導的関与等を行うこと。

1-③(マネロン・テロ資金供与対策に関する方針の作成) マネロン・テロ資金供与リスクの評価結果を踏まえ、II-1-④に準じ、マネロン・テロ資金供与対策を経営戦略等における重要な課題の一つとして位置付け等を行うこと。

1-④(リスクの評価) II-3に準じ、両替業務に関するマネロン・テロ資金供与リスクの特定・分析・評価を行い、評価結果を書面化すること。(犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号。以下「犯収法施行規則」という。)第32条第1項第1号)

1-⑤(内部規程の整備) III-2及び3で求められる取引時確認等及び疑わしい取引の届出の手續に関し、手續の詳細を内部規程として定めること。これについて統括責任者が承認すること。

(注) 疑わしい取引に該当するか否かを適切に検討・判断するため、別添4の参考事例集に自らの両替業務の経験等から疑わしい取引に該当すると判断される事例を追加した疑わしい取引の参考事例集を上記内部規程とあわせて整備すること。また、新たな事例が生じた場合には、直ちに当該事例集の見直しを行うこと。

1-⑥(取引時確認等の実施の監視及び第2線の役割等) III-2及び3で求められる取引時確認等及び疑わしい取引の届出に関する事項の実施並びにIII-1-⑦で求められる業務委託先の管理について、II-1-⑦及びII-2-②~④に準じ、統括責任者及び第2線による実施状況の監視等を行うこと。

- 1-⑦（業務委託先の管理） Ⅲ-2及び3で求められる取引時確認等又は疑わしい取引の届出に関する業務の全部又は一部を外部に委託する場合には、Ⅱ-4-(5)-④に準じた対応を行うこと。
- 1-⑧（研修の実施及び人材の確保） Ⅲ-2及び3で求められる取引時確認等又は疑わしい取引の届出に関し、Ⅱ-1-⑧及び⑩に準じ、必要な研修及び適切な職員の配置等を行うこと。
- 1-⑨（内部監査部門の設置及び内部監査の実施等） Ⅱ-2に準じ、内部監査部門の設置及び内部監査の実施等を行うこと。

## 2. 両替業務に関する取引時確認等

両替業者は、犯収法令及び外為法令の規定に従い、両替業務に関し、取引時確認及び本人確認等を行う必要がある。これに関し、両替業者に求められる対応は以下のとおり。

2-①(取引時確認) 200万円を超える本邦通貨と外国通貨の両替又は旅行小切手の販売若しくは買取り(取引を分割することにより、1回当たりの取引金額を200万円以下に引き下げていることが明らかの場合も含む。以下「200万円超の両替取引」という。)を行う場合、以下の事項に係る取引時確認を行うこと。疑わしい取引又は同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引(以下「特別の注意を要する取引」という。)に該当した場合にも同様の確認を行うこと。(犯収法第4条第1項等)

- ・ 本人特定事項
- ・ 取引の任に当たっている自然人が顧客と異なる場合における、当該自然人の本人特定事項(この場合において、当該自然人が取引の任に当たっていることについても確認が必要。(犯収法施行規則第12条第5項))
- ・ 取引を行う目的
- ・ 顧客が自然人である場合の職業、顧客が法人である場合の事業内容
- ・ 顧客が法人である場合の顧客の実質的支配者の本人特定事項

(注) 取引時確認の対象となる両替取引を判定する際の円相当額への換算は、犯収法施行規則第35条で定めるところによる。

2-②(厳格な顧客管理) 顧客との間で以下に該当する両替取引を行う場合には、犯収法令で定めるところにより、本人特定事項の厳格な確認や資産及び収入の状況の確認を行うこと。(犯収法第4条第2項等)

- ・ 取引の相手方がその取引に関連する契約等の締結に際して行われた取引(以下「関連取引時確認」という。)に係る顧客又は代表者等になりすましている疑いがある場合における両替取引
- ・ 関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客との間で行う両替取引
- ・ イラン・北朝鮮に居住し又は所在する顧客との200万円超の両替取引
- ・ 外国において重要な公的地位にある者等(Politically Exposed Persons: PEPs)との200万円超の両替取引

2-③(取引時確認の方法) 上記の確認を行う場合には、犯収法令において規定する確認方法により確認を行うこと。なお、取引目的の確認においては、別添5の「(1)取引を行う目的の種類」を、職業及び事業内容の確認においては、「(2)職業及び事業の内容の種類」を参考に確認を行うこと。また、法人で

ある顧客の実質的支配者の確認は信頼に足る証跡を求めて行うこと。（犯収法施行規則第6条から第14条まで及び第32条第1項第2号等）

（注）本人特定事項の確認に用いる本人確認書類に関し、有効期間又は有効期限があるものは、確認する日において有効なものに限り、これらが無いものについては、提示又は送付を受ける日前6か月以内に作成されたものに限ることに留意。また、こうした書類等に偽造等の疑いがある場合には、例えば、疑わしい取引の届出の提出や取引謝絶等を検討するなど、適切に対応する必要がある。

2-④（継続的顧客管理） 両替取引の継続的なビジネス関係を有する顧客について、顧客や取引のリスクに応じた頻度により、取引時確認により確認した顧客の情報（実質的支配者の情報を含む。）を継続的に精査すること。両替取引その他の取引等に関し、過去に疑わしい取引の届出を行った顧客については、必要に応じてリスク評価を見直し、リスクに応じた管理又はリスク低減措置を実施すること。

（犯収法施行規則第32条第1項第3号等）

2-⑤（確認記録の作成保存） 取引時確認を行った場合には犯収法令の規定に基づく確認記録を作成し、両替取引が行われた日から7年間保存すること。（犯収法第6条等）

2-⑥（取引時確認の対象とならない取引等への対応） Ⅲ-1-④によるリスク評価の結果を踏まえ、取引時確認の対象とならない両替取引を行うに際しても顧客の氏名又は名称のほか、顧客に関する情報（住所又は所在地、電話番号、国籍及び旅券番号、運転免許証の記号番号、両替業者が旅行業務に伴って両替を行う場合における団体旅行の団体名及び当該団体の所在地、空港において両替する場合の航空機便名等）を収集するよう努める。（犯収法施行規則第32条第1項第1号及び第2号等）

（注）特に10万円を超える両替において当該収集を行うよう努めること。また、収集した情報の分析結果をマネロン・テロ資金供与及び経済制裁措置に関するリスクの分析に活用すること。

2-⑦（その他のリスク低減措置等） Ⅲ-1-④によるリスク評価の結果を踏まえ、また、別添5の留意事項を参考としつつ、Ⅲ-2-⑥に記載する事項を含むリスク低減措置を実施すること。犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、リスクが高いと認められる両替取引又は特別の注意を要する取引については、疑わしい点があるかどうかを確認するために、原資を確認する等の必要な調査を行った上で、統括責任者等がその内容を確認し、疑わしい取引に該当するかどうかを判断し、取引実行の承認を行う等、リスクの低減を行うこと。（犯収法施行規則第27条第1項第3号）

（注）なお、両替業者は外国為替取引等取扱業者に含まれており、本ガイドライン第Ⅱ章の対象である。このため、Ⅱ-4-(3)-①及び同(4)-①に従った確認等が制裁違反リスクの低減措置として求められることに留意が必要。

### 3. 両替業務に関する疑わしい取引の届出

両替業者は、犯収法令の規定に従い、両替業務に関し、疑わしい取引等の届出を行う必要がある。これに関し、両替業者に求められる対応は以下のとおり。

**3-①（疑わしい取引の届出の実施）** 以下の事項を含む検討等により、疑わしい取引に該当すると判断した取引について、疑わしい取引の届出を速やかに行うこと。（犯収法第8条第1項及び第2項並びに犯収法施行規則第26条及び第27条等）

- ・ 財務省「外国通貨又は旅行小切手の売買に係る疑わしい取引の参考事例」を参考にすること。
- ・ Ⅲ-2で収集した情報を含め、顧客属性及び取引時の状況その他両替業者が保有している具体的な情報等を総合的に勘案すること。
- ・ 犯収法令で規定された項目に従って、疑わしい点があるかどうかを検討すること。

**3-②（モニタリングの実施）** 疑わしい取引の届出につながる取引について、リスクに応じて検知するため、以下を含む、取引モニタリングに関する適切な態勢を構築し、モニタリングを行うこと。

- ・ 自らのリスク評価を反映したシナリオ・敷居値等の抽出基準を設定すること。
- ・ 上記の基準に基づく検知結果や疑わしい取引の届出状況等を踏まえ、届出をした取引の特徴（業種・地域等）や現行の抽出基準（シナリオ・敷居値等）の有効性を分析し、シナリオ・敷居値等の抽出基準について改善を図ること。

**3-③（疑わしい取引に関する記録）** リスクが高いと認められる両替取引又は特別の注意を要する取引について、疑わしい点があるかどうかを確認するために、原資を確認する等の必要な調査を行った場合には、その内容・結果を記載した記録を作成し、取引時確認記録又は取引記録等とともに保存すること。（犯収法施行規則第32条第1項第5号）

**3-④（疑わしい取引の届出に係る守秘義務）** 疑わしい取引の届出を行おうとすること又は行ったことを当該届出に係る顧客等又はその関係者に漏らさないこと。（犯収法第8条第3項）

#### 4. 特定為替取引等における本人確認義務等に関する事項

銀行等その他の金融機関等（資金移動業者及び電子決済手段等取引業者等を含む。）は、外為法令の規定に従い、特定為替取引、電子決済手段等移転等取引又は資本取引（外為法第20条の2において資本取引とみなす取引を含む。）に関し、本人確認等を行う必要がある。これに関し、これらの者に求められる対応は以下のとおり。

4-①（内部管理態勢の整備等） 本人確認及び本人確認記録の作成等について、Ⅲ-1で定める内部管理態勢等の構築に関する事項（リスク評価に関する事項を除く。）に準じた対応を行うこと。

4-②（本人確認及び本人確認記録の作成等） 顧客等の本人確認及び本人確認記録の作成等について、外為法令の規定に従い、Ⅲ-2で定める本人特定事項の確認等に関する事項に準じた対応を行うこと。